

○副議長（福島直子君）次に、宇佐美さやか君。

〔宇佐美さやか君登壇、拍手〕

○宇佐美さやか君 日本共産党を代表し、今定例会に上程された議案に関連し質問します。

初めに、市第118号議案横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部改正についてです。

日本共産党横浜市議員団は、本条例が提案された当初から反対しつつも助成金最大限度額の引下げ、認定対象事業の見直しなど様々な改善提案も行ってきました。本条例が今年3月31日をもって適用期間が終了するに当たりさらに4年期間を延長すること、最大限度額を50億円から30億円へ引下げ、本社やホテル立地に関しては助成率を10%から5%に、助成金の上限を50億円から10億円へなど見直しを行うことが一部改正案に盛り込まれています。

本条例は現時点で6期20年目となり、これまでの認定実績は170社と聞いています。直近、2021年度から2023年12月末時点での認定件数は土地取得型で17件、テナント型で2件の計19件とのことでした。しかし、最大50億円の助成額だった時点で市内雇用が本当にどれだけ増えたのか、立地先周辺への経済波及効果があったのか、市内中小企業への優先発注をどれくらい行ったのかなどは企業任せとなっていることは問題です。市長は昨年日本共産党横浜市議員団の質問に、本条例のインセンティブは企業の立地場所の選定に大きな役割を果たしていると答弁されましたが、その答弁の根拠となっているのは誘致された企業である認定事業者から取ったアンケートです。助成を受け取った認定事業者からの声です。認定を受けず立地した企業も含めアンケートを取ったとしたら同じ結果となったでしょうか。本市は、この間市域に新しく立地した企業の総数すら把握できていません。

また、2023年の経済産業省の産業立地政策についてと題する報告書では、工場新設の立地選定理由の1番目に本社・他の自社工場への近接性、2番目にインフラ整備が充実しているで、国・地方自治体の助成という理由は何と7番目で決め手になっていません。財政が厳しいと市民に言いながら、最大限度額や助成率を引き下げたとはいえ、インセンティブとして決め手となっているとは言えない事業に多額の税金を投入し続けることはもうやめるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

本条例で認定された事業者が投資、移転の決定に当たって特に重視したことに人材の確保のしやすさもありました。もちろん企業が市内に来ていただけることは歓迎します。だからこそ本市として人を育てる環境の整備を行い、企業が立地したいと思うような本市の取組を強化していくべきだと考えます。市長の見解を伺います。

企業側が横浜に立地したいという魅力を感じてもらえるようにするための提案として、大学や様々な研究機関などを支援しながら人が持つ能力を育てる環境整備をしていくことを要望し、次の質問に移ります。

市第124号議案は横浜市婦人相談員の費用弁償条例の廃止についてです。

2022年の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、本市では女性の抱える様々な問題に対して相談を受ける婦人相談員、呼称女性福祉相談員を各区に配置しています。女性福祉相談員は現在会計年度任用職員として任用しており、交通費などの支給は市会計年度任用職員に関係する条例に基づいて支給しています。今回の議案では、新法の制定に伴って、前の法律、条例で規定されていた費用弁償について定めた条例を廃止するものです。

問題は、この困難を抱える女性のために相談を受ける職員が会計年度任用職員、つまり非正規の採用となっていることです。採用要件として、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師など高い専門性を求めています。現在、様々な資格を有している女性福祉相談員が18区に27人、横浜市DV相談支援センターに3人配置され、相談に来られた方々にしっかり寄り添い、時には生活支援課、高齢障害支援課なども関わりながら、当事者の困難解消のため専門知識を駆使してくださっています。この方々の処遇が非正規労働でいいのかということです。専門性の高い職種を求めているのであれば非正規での採用は間違っています。会計年度任用職員のみを採用としまえば、正規の職員として働きたいと思っている方を遠ざけてしまうことになります。実際30歳から49歳が2人しか在籍していないということに表れているのではないのでしょうか。女性福祉相談員は会計年度任用職員ではなく正規職員として雇用するべきと考えますが、市長の見解を伺います。

公務労働の現場で非正規雇用、有期雇用の労働者を増やすことはあってはならないと考えます。さらに、本市はジェンダー平等の観点から男女の賃金格差を是正することを実行する責任があると考えます。

次は、市第133号議案旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業相沢川雨水調整池建設工事請負契約の締結は、いよいよ国際園芸博覧会、さらに開催後の巨大テーマパークなどの下準備が始まる様々な契約の一つとなる議案です。相沢川流域の土地区画整理事業を進めるに関わって区域内の雨水を調節する調整池造成の工事請負契約をするための議案ですが、この事業で区域内をコンクリートで固めてしまうことから、これまで大地が吸水していた雨水が吸収されず相沢川流域へ水害が発生することが想定できることから調整池を造る必要性が発生してしまいました。調整池を造らないと雨水の調整ができないほどの土地の改変を行うこととなりますが、そもそも旧上瀬谷通信施設地区のまちづくりは、当該地域の自然を生かすとした考え方で進めていることから、今後相沢川流域の自然をどう守るのか、市長の見解を伺います。

旧上瀬谷通信施設地区における観光・賑わい地区の活用事業を審査する委員会から、自然環境を生かした土地利用や相沢川周辺の風景の継承を検討するなどという意見が出されているのですから、当然巨大テーマパーク事業予定者に自然を守る計画とすることを求めるべき

と考えますが、市長の見解を伺います。

市第141号議案令和5年度横浜市一般会計補正予算（第5号）の国補正等に連動した対策の児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業及び特別支援学校改修事業について伺います。

認可保育所や障害児通所支援事業所をはじめとする児童福祉施設等に対し、性被害防止対策等子供の人権を守るための環境整備を実施するとして、認可保育所等1138か所をはじめとする子供に関わる施設1施設当たり10万円が支給されます。そして、特別支援学校改修事業では、障害により意思表示が難しい児童生徒がさらに安全安心な学校生活を送れるよう、特別支援学校に対し性被害防止対策に関わる環境整備を実施する名目で市立特別支援学校12校に1施設10万円を支給するという事業です。

国の性被害防止対策等の子供の人権を守るための環境整備のためのメニューにはパーティション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーなどがありますが、この対策でどれだけ被害を防止できるのかとても不安です。横浜市障害者虐待防止研修の資料の中で、虐待の発生要因として人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さと記されています。これに対して市の対応策の回答は労働環境の是正と管理者とサービス管理者に対して示しています。ですから、職員の処遇改善を行い職員を大幅に増やし配置を厚くするなど労働環境の改善が不可欠と考えます。こういった対策を後回しにして性被害から子供や障害のある方々を守ることはできないと考えますが、市長の認識を伺います。

国で保育士の配置基準が約70年ぶりに改定されました。本市は国基準よりも保育士を増やしての配置としていますが、保育士の処遇改善を行いさらに保育士配置を増やしていくこと。特別支援学校では建物の老朽化と狭隘化が問題となっています。建て替えが必要な施設については検討していくことを併せて求めます。これらの改善を行うことこそ、子供や障害を持つ児童の人権を守ることにつながると考えます。子育てしやすいまち横浜の実現のために改善を求め、質問を終わります。（拍手）

○副議長（福島直子君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 宇佐美議員の御質問にお答えします。

市第118号議案について御質問をいただきました。

企業立地促進条例のインセンティブ効果ではありますが、立地企業へのアンケートにおきまして、本市への投資や移転に当たり最も重視したのが本条例の支援ということであり、立地決定への重要なインセンティブ効果を発揮していると考えられます。また、平成17年度から令和4年度までの累計で本条例による税込額は約777億円、支援額である約472億円を約305億円上回る成果を出してきています。今後も本条例を活用して企業誘致を進めてまいります。

人を育てる環境の整備を行い企業が立地したいと思うような横浜市にしていくべきとのことですが、約16万人の研究者や技術者及び9校の理工系大学を有することなど豊かな人的資源が本市の強みであり、企業から立地場所として選ばれております。企業立地促進条例の支援によりグローバル企業の研究開発拠点など、魅力的な雇用の場を創出して人を育てる環境を生み出す好循環につなげてまいります。

市第124号議案について御質問をいただきました。

女性福祉相談員を正規職員として雇用すべきとのことですが、旧売春防止法第35条第4項には「婦人相談員は、非常勤とする。」という規定がありました。また、その職務から専門的な知識、経験を要する対応が求められるため、本市では非常勤特別職職員として雇用してきました。引き続き相談者の抱える問題や背景、状況等に応じて対応するとともに適切な人員体制の確保に努めます。

市第133号議案について御質問をいただきました。

相沢川流域の自然を守ることにについてですが、上瀬谷の豊かな自然環境を生かしながら新たな土地利用を行っていきませんが、相沢川流域はハザードマップにおいて浸水想定区域となっており、雨水幹線として相沢川を再整備するとともに下流への流出量を抑制する調整池を整備します。公園区域を通過している箇所は原風景が感じられる水辺空間の創出に向けた整備を行うことによって、訪れる皆様が上瀬谷の持つ豊かな自然環境を感じられる景観を形成していきます。

観光・賑わい地区の事業予定者に自然を守る計画とすることを求めるべきとのことですが、事業予定者からは、施設計画において緑の拠点としての価値の向上、空の見える風景の継承、緑と水と風を意識した環境創造などの提案をいただいております。上瀬谷が持つ自然を生かした郊外部の活性化拠点の形成に向けまして事業予定者と具体的な調整をしっかりと進めてまいります。

市第141号議案について御質問をいただきました。

児童福祉施設等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業及び特別支援学校改修事業について職員配置などの環境を整えることが最優先とのことですが、施設の種別ごとに定められた国の基準等に基づきまして職員の配置や処遇の改善を行っているほか、一部は本市独自の加算を行っております。引き続き性被害防止対策を含め適切な施設の運営を確保していくため環境の整備に努めてまいります。

以上、宇佐美議員の御質問に御答弁を申し上げます。